

環境関連法規制等の動き 2012年4月 (2012.2.23~3.21)

1. 法令情報

1-1. 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

＜政令第45号＞(2012.3.14交付)(2012.4.1施行)

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律<平成23年度法律109号>(2011.8.30公布)の施行期日が定められました。

法律の主要改正内容は、現在送電線ネットワークの利用を認められていない特定電気事業者(地域限定の電気事業者)が送電線ネットワークを経由して再生可能エネルギー等の外部電源を調達できる託送制度等、送電線ネットワークの利用に係わる制度が整備されました。

また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の賦課金等に起因する料金改定が、経済産業大臣の認可制から事前届出制に簡素化されました。(9月の技術検討会資料も参照してください)

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/20110311004/20110311004.html>

1-2. 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

＜総務省令第12号＞(2012.3.16公布)(2012.4.1施行)

今回の改正は、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の表示及び彩色について、従来の4区分(レギュラー、ハイオク、軽油、灯油)に対し、E10(エタノールを10%含有する)レギュラー(E)(紫)とE10ハイオク(E)(ピンク)の2区分が追加されました。

<参考>消防庁ホームページ

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2403/240316_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

1-3. 化学物質等の危険性又は有害性の表示又は通知の促進に関する指針を定める件

＜厚生労働省告示第133号＞(2012.3.16公布)(2012.4.1施行)

先月の労働安全規則の一部を改正する省令<厚生労働省令第9号>(2012.4.1施行)を受けて、題記指針が定められました。前の指針との主な相違は、特定危険有害化学物質等を容器に入れ譲渡・提供する場合の通知内容に、適用法令等が追加されました。

<参考>電子政府ホームページ

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110358&Mode=0>

1-4. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について ＜環境省告示第16号＞(2012.3.2公表)

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく題記方針に、「プロジェクタ」「飲料自動販売機設置」など5品目が追加され、「印刷」に関する判断など48品目の基準等が見直しされ、特定調達品目は合計で19分野261品目となりました。

この方針は国等について定めたものですが、前段に「地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考にして、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい」と記されています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13432>

1-5. 非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準の一部を改正する件

＜経済産業省告示第32号＞(2012.3.1公布)(2012.4.1施行)

2012.4~2012.6の余剰電力の買取価格が決まりましたので、住宅用及び非住宅用の太陽光発電設備に係る太陽光電力買取の契約申し込み期限が3ヶ月延長され、2012.6.30までとなりました。

<参考>資源エネルギー庁ホームページ <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/120301kokuji.pdf>

2. 一般情報：

1. 2010年度大気汚染状況（微小粒子状物質を除く）について（2012. 2. 24環境省）

大気汚染防止法に基づく常時監視の1,932の測定局の測定結果によると、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)の4項目の環境基準達成率は100%若しくはほぼ100%でしたが、光化学オキシダント(O_x)の環境基準達成率は0%でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14868>

2-2. 2010年度の地下水質測定結果について（2012. 3. 8環境省）

水質汚濁防止法第15条及び第16条に基づく測定・調査の結果、過去5年間に環境基準を超過した井戸はVOC（揮発性有機化合物）は380市町村（全市町村の22%以下同じ）〔前年度調査では23%。以下同じ〕、重金属は405市町村（23%）〔22%〕、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は535市町村31%〔31%〕でした。

何らかの環境基準を超過した井戸数は全調査井戸数の6.9%（5.8%）でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14940>

2-3. 2010年度の産業廃棄物の排出及び処理状況等について（2012. 2. 23環境省）

全国の産業廃棄物の総排出量は3億8,975万トン〔対前年度比△1,391万トン、△3.4%〕でした。

その内訳は53.0%が再生利用量で2億0,671万トン〔同△980万トン、△3.4%〕、43.5%が減量化量で1億6,944万トン〔同△101万トン、△0.6%〕、3.5%が最終処分量で1,359万トン〔同△311万トン、△18.6%〕でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14881>

2-4. 2010年度の化学物質の排出量・移動量の集計結果等について（2012. 3. 14環境省）

届出対象物質が354物質から462物質に増え、前年度との単純比較はできませんが、届出事業所数36,491事業所〔対前年度比△5%〕、届出排出量183千トン〔同+4%〕、届出移動量198千トン〔同+4%〕でした。

見直しの前後で継続して届出対象物質とされた、276物質の届出排出量は△6%、移動量は△4%でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14960>

2-5. 2010年度のダイオキシン類対策特別措置法施行状況について（2012. 3. 16環境省）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業所数は、廃棄物焼却炉、アルミ合金製造施設、製鋼用電気炉など、大気7,962・水質1,820、立入検査件数は大気5,590・水質1,183、指導件数は大気2,297・水質107、命令件数は大気20・水質0、今年度に新たに土壌汚染対策に指定された地域はありませんでした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14974>

6. 2010年度の廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について（2012. 3. 16環境省）

全国の廃棄物焼却施設から排出されたダイオキシン類総量推計は61グラム（前年度比△10%）、基準超過炉は一般廃棄物焼却施設は2161炉中3炉、産業廃棄物焼却施設は1516炉中22炉でした。

ダイオキシン特措法に基づく削減計画では、2010年度は2003年度の145グラムに対し30%削減する目標でしたが、実績では58%削減して目標を達成しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14970>

2-7. 「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について

（第2次報告案）」に対する意見募集の結果及び中央環境審議会答申について（2012. 3. 6環境省）

意見募集を反映し、化学工業、医薬品、繊維工業等で、20～80トン/年使用され、界面活性剤の副生成や廃棄物からの浸出もある、1,4-ジオキサンを水質汚濁防止法の規制対象物質・設備に追加する題記2次報告案が中央環境審議会から環境大臣に答申されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14943>

以上